

2023年1月1日

## 次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年1月1日 ～ 2024年12月31日までの 2年間

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率30%以上を継続する

女性社員育児休業取得率 2019年 100% 2020年 99% 2021年 100%

<対策>

- 2023年 1月～ ・産後パパ育休、育休取得対象者あての取得勧奨メール送信  
・各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制）・実施

目標2：ワークライフバランスの充実のため、労働環境を向上させる。

<対策>

- 2023年 1月～ 部署毎に問題点の検討
- 2023年 7月～ 施策実施

目標3：年次有給休暇取得率を70%にする。

<対策>

- 年8日（付与日数11日は6日、12日は7日）を計画的付与とし確実に取得する。
- 年4日のプレミアムデーの利用を促進する。